

京都府

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」(令和3年度)

(E+niは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	政令名(別名) 農薬は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		掘切以下 事業所	自動車等 移動体	塗料	洗剤・化粧 品等	農薬	農業用以 外殺虫剤	その他	
1	亜鉛の水溶性化合物	3.9E+1						5.0E+2	537.7
2	アクリルアミド	1.4E+0						1.4E+0	2.8
3	アクリル酸エチル	1.0E+1						3.7E+2	382.0
4	アクリル酸及びその水溶性塩	4.4E+1						1.1E+1	44.5
5	アクリル酸2-(ジメチルアミノ)エチル							3.7E+2	371.8
6	アクリル酸-2-ヒドロキシエチル	1.5E-1						2.3E-3	0.2
7	アクリル酸n-ブチル	1.8E+2						5.7E-1	180.4
8	アクリル酸メチル	4.2E-2						3.7E+2	371.8
9	アクリロニトリル	7.9E-2						1.8E+2	177.4
10	アクロレイン		4.2E+3					6.5E+2	4,841.8
11	アジ化ナトリウム	1.2E-1							0.1
12	アセトアルデヒド	6.0E-3	2.2E+4					3.6E+3	25,313.8
13	アセトニトリル	2.0E+2						1.2E+2	321.0
14	アセトンシアノヒドリン								
15	アセナフテン								
16	2,2'-アゾビスイソブチロニトリル	7.3E-4						3.9E-3	0.0
17	o-アニシジン								
18	アニリン	1.4E-1						2.6E+0	2.7
19	1-アミノ-9,10-アントラキノ								
20	2-アミノエタノール	2.9E+2			2.0E+4			5.9E+4	79,722.9
21	クロリダゾン								
22	フィブロンル					1.6E+1	3.0E+1		46.0
23	p-アミノフェノール								
24	m-アミノフェノール								
25	メトリブジン								
26	3-アミノ-1-プロペン								
27	メタミトン								
28	アリルアルコール								
29	1-アリルオキシ-2,3-エポキシプロパン								
30	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及び その塩	2.2E+3			4.0E+4			4.5E+4	86,800.4
31	アンチモン及びその化合物	1.1E+2						7.5E+2	858.9
32	アントラセン	5.7E-4							0.0
33	石綿		7.6E-1						0.8
34	IPDI	8.9E-1							0.9
35	イソブチルアルデヒド								
36	イソブレン							5.0E+3	4,983.7
37	4,4'-イソプロピリデンジフェノール	2.2E-2						3.7E+0	3.7

京都府

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」(令和3年度)

(E+niは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	政令名(別名) 農薬は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							
		裾切以下 事業所	自動車等 移動体	塗料	洗剤・化粧 品等	農薬	農業用以 外殺虫剤	その他	合計
38	2,2'-[イソプロピリデンビス[(2,6-ジプロモ -4,1-フェニレン)オキシ]]ジエタノール								
39	フェナミホス								
40	ビフェナゼート								
41	フルトラニル					2.1E+1			21.0
42	2-イミダゾリジンチオン	9.8E-1							1.0
43	イミノクタジン								
44	インジウム及びその化合物	2.7E-4						2.8E-2	0.0
45	エタンチオール								
46	キザロホップエチル					7.0E+0			7.0
47	ブタミホス					5.0E+1			50.0
48	EPN								
49	ベンディメタリン					7.3E+1			73.0
50	モリネート					9.8E+2			984.0
51	2-エチルヘキサ酸	4.6E+1						9.1E-1	46.6
52	アラニカルブ								
53	エチルベンゼン	6.3E+4	6.0E+4	5.6E+4				3.4E+3	182,395.9
54	ホスチオゼート					8.9E+1			88.5
55	エチレンイミン								
56	エチレンオキシド	2.3E+3						5.4E+2	2,803.7
57	エチレングリコールモノエチルエーテル	8.8E+2						7.0E-1	884.1
58	エチレングリコールモノメチルエーテル	1.5E+2						9.3E-1	153.9
59	エチレンジアミン	3.1E-2						1.6E-3	0.0
60	エチレンジアミン四酢酸	3.7E+0			8.4E+0			1.6E+2	175.6
61	マンネブ								
62	マンコゼブ(マンゼブ)					3.5E+2			348.0
63	ジクアトジプロミド(ジクワット)					1.4E+2			140.0
64	エトフェンブロックス					3.5E+2	1.1E+2		463.2
65	エビクロロヒドリン	1.7E-1							0.2
66	1,2-エポキシブタン								
67	2,3-エポキシ-1-プロパノール								
68	1,2-エポキシプロパン	6.0E-2							0.1
69	2,3-エポキシプロピルフェニルエーテル							6.0E+0	6.0
70	エマメクテンB1a安息香酸塩及びエマメ クテンB1b安息香酸塩の混合物					3.0E+0			3.0
71	塩化第二鉄	4.1E-1							0.4
72	塩化パラフィン(C:10-13及びその混合 物)								
73	1-オクタノール	2.1E-1						2.9E-2	0.2
74	p-オクチルフェノール	5.6E-2							0.1

京都府

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」(令和3年度)

(E+nは $\times 10^n$ 、例えばE+3は $\times 1000$ の意味です。)

政令 番号	政令名(別名) 農薬は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							
		裾切以下 事業所	自動車等 移動体	塗料	洗剤・化粧 品等	農薬	農業用以 外殺虫剤	その他	合計
75	カドミウム及びその化合物	2.2E-2						2.2E+1	22.5
76	ϵ -カプロラクタム	2.2E+1						1.0E+1	32.0
77	カルシウムシアナミド								
78	2,4-キシレノール								
79	2,6-キシレノール								
80	キシレン	8.6E+4	2.3E+5	1.1E+5				5.5E+4	480,178.2
81	キノリン	1.5E-4							0.0
82	銀及びその水溶性化合物	3.6E+1						5.1E+1	86.8
83	クメン	9.0E+2	1.2E+3					6.6E+1	2,115.2
84	グリオキサール	4.3E-2							0.0
85	グルタルアルデヒド	8.9E+1						8.0E-1	89.7
86	クレゾール	4.0E+0						1.3E+2	129.5
87	クロム及び3価クロム化合物	3.5E+1						1.6E+2	191.1
88	6価クロム化合物	1.0E+0							1.0
89	クロロアニリン								
90	アトラジン					3.5E+2			351.2
91	シアナジン					8.3E+1			83.0
92	トルフェンピラド					3.0E+1			30.0
93	メトラクロール					1.0E+3			1,004.4
94	クロロエチレン(塩化ビニル)							1.6E+0	1.6
95	フルアジナム					1.1E+2			109.5
96	ジフェノコナゾール					1.1E+1			11.3
97	1-クロロ-2-(クロロメチル)ベンゼン								
98	クロロ酢酸								
99	クロロ酢酸エチル								
100	ブレチラクロール					2.9E+2			289.0
101	アラクロール								
102	1-クロロ-2,4-ジニトロベンゼン								
103	1-クロロ-1,1-ジフルオロエタン(HCFC-142b)							5.4E+3	5,411.4
104	クロロジフルオロメタン(HCFC-22)							2.4E+4	23,521.8
105	2-クロロ-1,1,1,2-テトラフルオロエタン(HCFC-124)								
106	クロロトリフルオロエタン(HCFC-133)								
107	クロロトリフルオロメタン(CFC-13)								
108	メコプロップ					2.8E+2			281.4
109	o-クロロトルエン								
110	p-クロロトルエン								
111	2-クロロ-4-ニトロアニリン								

京都府

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」(令和3年度)

(E+niは $\times 10^n$ 、例えばE+3は $\times 1000$ の意味です。)

政令 番号	政令名(別名) 農業は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切以下 事業所	自動車等 移動体	塗料	洗剤・化粧 品等	農業	農業用以 外殺虫剤	その他	
112	2-クロロニトロベンゼン								
113	シマジン (CAT)								
114	インダノファン					4.8E+0			4.8
115	フェントラザミド					7.5E+2			748.5
116	ヘキシチアゾクス								
117	テブコナゾール					1.8E+2	3.7E+0		183.7
118	ミクロブタニル					7.1E-1			0.7
119	フェンブコナゾール					2.2E+1			22.0
120	o-クロロフェノール								
121	p-クロロフェノール								
122	2-クロロプロピオン酸								
123	3-クロロプロペン (塩化アリル)								
124	クミルロン								
125	クロロベンゼン	4.5E+2						3.0E+1	475.2
126	クロロベンタフルオロエタン (CFC-115)							1.4E+1	14.3
127	クロロホルム	3.0E+2						1.7E+3	1,980.6
128	クロロメタン (塩化メチル)								
129	4-クロロ-3-メチルフェノール								
130	MCP (MCPA)								
131	3-クロロ-2-メチル-1-プロペン								
132	コバルト及びその化合物	3.3E+1						4.2E+2	449.8
133	酢酸2-エトキシエチル	7.0E+2						1.3E-2	695.8
134	酢酸ビニル	1.9E+3						3.4E+2	2,282.0
135	酢酸2-メトキシエチル								
136	サリチルアルデヒド								
137	シアナミド					6.0E+0			6.0
138	ジクロシメット								
139	トラロメトリン						8.7E+0		8.7
140	フェンプロバトリン					3.2E+0	4.8E+0		7.9
141	シモキサニル								
142	2,4-ジアミノアニソール								
143	4,4'-ジアミノジフェニルエーテル								
144	無機シアン化合物(錯塩及びシアン酸塩を除く。)	5.6E+1						2.3E+2	283.1
145	2-(ジエチルアミノ)エタノール								
146	ピリミホスメチル								
147	チオベンカルブ					3.9E+2			386.0
148	カフェンストール					2.6E+2			255.0

京都府
届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」(令和3年度)

(E+niは $\times 10^n$ 、例えばE+3は $\times 1000$ の意味です。)

政令 番号	政令名(別名) 農業は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切以下 事業所	自動車等 移動体	塗料	洗剤・化粧 品等	農業	農業用以 外殺虫剤	その他	
149	四塩化炭素	2.0E-1							0.2
150	1,4-ジオキサン	5.3E+1						7.6E+0	60.5
151	1,3-ジオキソラン								
152	カルタップ					4.3E+2			430.0
153	テトラメトリン						7.5E+2		749.2
154	シクロヘキシルアミン								
155	N-(シクロヘキシルチオ)フタルイミド	5.6E-1						2.8E+0	3.4
156	ジクロロアニリン								
157	1,2-ジクロロエタン	8.9E+1						1.9E+0	91.0
158	1,1-ジクロロエチレン(塩化ビニリデン)								
159	cis-1,2-ジクロロエチレン								
160	3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン								
161	ジクロロジフルオロメタン(CFC-12)							7.4E+3	7,391.1
162	プロピザミド					7.2E+1			72.0
163	ジクロロテトラフルオロエタン(CFC-114)								
164	2,2-ジクロロ-1,1,1-トリフルオロエタン(HCFC-123)							1.2E+3	1,161.0
165	2,4-ジクロロトルエン								
166	1,2-ジクロロ-4-ニトロベンゼン								
167	1,4-ジクロロ-2-ニトロベンゼン								
168	イブロジオン					1.1E+2			113.1
169	ジウロン	6.7E-1				3.1E+2		8.8E-1	309.6
170	テトラコナゾール					8.0E-2			0.1
171	プロピコナゾール					2.5E+1		4.0E+1	64.6
172	オキサジクロメホン					5.2E+2			521.4
173	ピンクロゾリン								
174	リニュロン					2.1E+1			20.7
175	2,4-D(2,4-PA)					1.5E+2			149.9
176	1,1-ジクロロ-1-フルオロエタン(HCFC-141b)							1.5E+4	15,486.3
177	ジクロロフルオロメタン(HCFC-21)								
178	1,2-ジクロロプロパン							8.4E+0	8.4
179	D-D					5.3E+3			5,276.0
180	3,3'-ジクロロベンジジン								
181	ジクロロベンゼン	4.8E-1					9.5E+2	1.2E+5	116,417.1
182	ピラゾキシフェン								
183	ピラゾレート					1.1E+3			1,098.0
184	ジクロベニル(DBN)					1.2E+2			121.4
185	ジクロロペンタフルオロプロパン(HCFC-225)							3.4E+2	341.5

京都府

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」(令和3年度)

(E+nは $\times 10^n$ 、例えばE+3は $\times 1000$ の意味です。)

政令 番号	政令名(別名) 農業は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切以下 事業所	自動車等 移動体	塗料	洗剤・化粧 品等	農業	農業用以 外殺虫剤	その他	
186	ジクロロメタン(塩化メチレン)	3.8E+4						5.2E+1	38,045.5
187	ジチアノン					4.2E+1			42.0
188	N,N-ジシクロヘキシルアミン								
189	N,N-ジシクロヘキシル-2-ベンゾチア ゾールスルフェンアミド								
190	ジシクロペンタジエン	6.9E-4							0.0
191	イソプロチオラン					4.0E+2			396.0
192	エディフェンホス(EDDP)								
193	エチルチオメトン(ジスルホトン)								
194	ホサロン								
195	プロチオホス					5.1E+1			51.0
196	メチダチオン(DMTP)					4.7E+2			472.0
197	マラソン(マラチオン)					5.6E+2			565.0
198	ジメエート								
199	CIフルオレスセント260								
200	ジニトロトルエン								
201	2,4-ジニトロフェノール								
202	ジビニルベンゼン								
203	ジフェニルアミン	3.5E-1							0.4
204	ジフェニルエーテル								
205	1,3-ジフェニルグアニジン	1.1E-4							0.0
206	カルボスルファン					1.8E+1			18.0
207	2,6-ジ-tert-ブチル-4-クレゾール	6.4E+0						4.7E+1	53.6
208	2,4-ジ-tert-ブチルフェノール								
209	ジプロモクロロメタン							1.1E+3	1,112.8
210	2,2-ジプロモ-2-シアノアセトアミド								
211	ジプロモテトラフルオロエタン(ハロン- 2402)								
212	アセフェート					1.4E+3			1,445.4
213	N,N-ジメチルアセトアミド	3.5E+2						2.7E+1	374.9
214	2,4-ジメチルアニリン								
215	2,6-ジメチルアニリン								
216	N,N-ジメチルアニリン	1.1E-2							0.0
217	チオシクロラム								
218	ジメチルアミン	3.5E+0						9.9E-2	3.6
219	ジメチルジスルフィド								
220	ジメチルジチオカルバミン酸の水溶性塩								
221	ベンフラカルブ					1.2E+2			119.0
222	フェノチオカルブ								

京都府

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」（令和3年度）

(E+niは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	政令名(別名) 農薬は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切以下 事業所	自動車等 移動体	塗料	洗剤・化粧 品等	農薬	農業用以 外殺虫剤	その他	
223	N,N-ジメチルドデシルアミン								
224	N,N-ジメチルドデシルアミン=N-オキシド	9.1E+2			6.8E+3			3.5E+2	8,009.8
225	トリクロロホルン (DEP)					1.5E+2	5.6E+0		155.6
226	1,1-ジメチルヒドラジン								
227	バラコートジクロリド (バラコート)					1.0E+2			100.0
228	3,3'-ジメチルピフェニル-4,4'-ジイル=ジ イソシアネート								
229	チオファネートメチル					7.5E+2			749.3
230	N-(1,3-ジメチルブチル)-N'-フェニル-p- フェニレンジアミン								
231	3,3'-ジメチルベンジジン (o-トリジン)								
232	N,N-ジメチルホルムアミド	2.1E+4							20,766.9
233	フェントエート (PAP)					2.0E+0			2.0
234	臭素	1.6E-1						1.4E-2	0.2
235	臭素酸の水溶性塩	2.3E-4							0.0
236	アイオキシニル								
237	水銀及びその化合物	1.3E+0						8.3E+1	84.4
238	水素化テルフェニル								
239	有機スズ化合物	6.0E+0							6.0
240	スチレン	2.8E+3	1.4E+4	8.7E+1				3.4E+2	17,131.0
241	2-スルホヘキサデカン酸-1-メチルエス テルナトリウム塩								
242	セレン及びその化合物	5.5E-3						2.0E+2	197.7
243	ダイオキシン類							6.2E+2	617.8
244	ダゾメット					5.8E+3			5,790.0
245	チオ尿素	1.3E-4						1.3E-3	0.0
246	チオフェノール								
247	ビラクロホス								
248	ダイアジノン					5.5E+2			555.0
249	クロルピリホス					1.2E+1			12.0
250	イソキサチオン					1.3E+2			131.0
251	フェントロチオン (MEP)					2.1E+3	1.2E+2		2,222.2
252	フェンチオン (MPP)						6.2E+1		61.6
253	プロフェノホス					4.0E+1			40.0
254	イプロベンホス (IBP)								
255	デカブロモジフェニルエーテル	7.3E+0							7.3
256	デカン酸						2.9E+0		2.9
257	デシラルコール							9.4E-4	0.0
258	ヘキサメチレンテトラミン	9.0E-1						1.9E+1	19.7
259	テトラエチルチウラムジスルフィド	2.1E+0							2.1

京都府

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」(令和3年度)

(E+niは $\times 10^n$ 、例えばE+3は $\times 1000$ の意味です。)

政令 番号	政令名(別名) 農薬は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切以下 事業所	自動車等 移動体	塗料	洗剤・化粧品 等	農薬	農業用以外 殺虫剤	その他	
260	クロロタロニル (TPN)					1.2E+3			1,239.0
261	フサライド					6.3E+1			63.0
262	テトラクロロエチレン	4.3E+3						1.9E+1	4,354.7
263	テトラクロロジフルオロエタン (CFC-112)								
264	2,3,5,6-テトラクロロ-p-ベンゾキノン								
265	テトラヒドロメチル無水フタル酸								
266	テフルトリン					2.5E+1			24.5
267	チオジカルブ					1.6E+2			158.0
268	チウラム (チラム)	1.2E+0				1.8E+2			181.2
269	イソフィートール								
270	テレフタル酸	6.0E-4						3.0E-5	0.0
271	テレフタル酸ジメチル								
272	銅水溶性塩(錯塩を除く。)	8.0E+0						2.0E+2	209.1
273	1-ドデカノール	1.8E+0						3.7E+0	5.5
274	tert-ドデカンチオール								
275	ドデシル硫酸ナトリウム	3.0E+2			1.3E+4			1.3E+4	26,648.4
276	3,6,9-トリアザウンデカン-1,11-ジアミン	1.1E+0						8.3E+0	9.4
277	トリエチルアミン	1.4E+2						1.0E+2	245.0
278	トリエチレンテトラミン	4.1E+0						2.2E+1	25.8
279	1,1,1-トリクロロエタン								
280	1,1,2-トリクロロエタン								
281	トリクロロエチレン	1.1E+4						1.6E+1	11,125.0
282	トリクロロ酢酸	1.1E+0						5.3E+0	6.4
283	2,4,6-トリクロロ-1,3,5-トリアジン								
284	トリクロロトリフルオロエタン (CFC-113)								
285	クロロピクリン					2.4E+3			2,447.0
286	トリクロビル					4.4E+1			44.0
287	2,4,6-トリクロロフェノール								
288	トリクロロフルオロメタン (CFC-11)							1.3E+4	12,810.7
289	1,2,3-トリクロロプロパン								
290	トリクロロベンゼン								
291	イソシアヌル酸トリグリシジル								
292	トリブチルアミン								
293	トリフルラリン					3.8E+2			379.0
294	2,4,6-トリブromoフェノール								
295	3,5,5-トリメチル-1-ヘキサノール								
296	1,2,4-トリメチルベンゼン	2.7E+4	2.9E+4					1.6E+3	57,684.6

京都府

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」(令和3年度)

(E+niは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	政令名(別名) 農業は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切以下 事業所	自動車等 移動体	塗料	洗剤・化粧 品等	農業	農業用以 外殺虫剤	その他	
297	1,3,5-トリメチルベンゼン	1.1E+4	2.0E+4	1.8E+4				9.1E+2	49,999.8
298	トリレンジイソシアネート	5.1E+0							5.1
299	トルイジン	3.3E-2						2.0E+0	2.0
300	トルエン	2.1E+5	4.0E+5	8.1E+4				1.6E+4	706,605.1
301	トルエンジアミン								
302	ナフタレン	1.4E+3	3.8E+2					1.3E+3	3,111.9
303	1,5-ナフタレンジイソシアネート								
304	鉛	3.3E-2							0.0
305	鉛化合物	7.8E+0						3.4E+2	352.1
306	ニアクリル酸ヘキサメチレン	1.2E-1							0.1
307	二塩化酸化ジルコニウム								
308	ニッケル	8.0E-2						1.1E+1	11.5
309	ニッケル化合物	1.4E+1						1.6E+3	1,608.9
310	ニトリロ三酢酸								
311	o-ニトロアニソール								
312	o-ニトロアニリン								
313	ニトログリセリン								
314	p-クロロニトロベンゼン								
315	o-ニトロトルエン								
316	ニトロベンゼン	4.2E-1							0.4
317	ニトロメタン	1.0E-1							0.1
318	二硫化炭素	7.0E-1						8.7E-2	0.8
319	1-ノナノール								
320	ノニルフェノール	1.9E-2						1.1E-1	0.1
321	バナジウム化合物	5.2E-2						2.8E+2	279.1
322	Clディスパーズブルー 79:1	1.3E+2						2.6E+2	386.2
323	シメトリン					1.2E+2			123.0
324	1,3-ビス[(2,3-エポキシプロピル)オキシ] ベンゼン								
325	オキシ銅					2.0E+2			195.0
326	クロフェンチジン								
327	1,2-ビス(2-クロロフェニル)ヒドラジン								
328	ジラム	2.8E-1						9.4E-1	1.2
329	ポリカーバメート							2.5E+3	2,455.7
330	ビス(1-メチル-1-フェニルエチル)ペル オキシド	1.4E+0						2.5E-1	1.6
331	カズサホス					1.8E+1			18.0
332	砒素及びその無機化合物	2.3E-5						3.1E+1	30.9
333	ヒドラジン	1.9E+0							1.9

京都府

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」(令和3年度)

(E+niは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	政令名(別名) 農薬は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切以下 事業所	自動車等 移動体	塗料	洗剤・化粧 品等	農薬	農業用以 外殺虫剤	その他	
334	4-ヒドロキシ安息香酸メチル								
335	N-(4-ヒドロキシフェニル)アセトアミド								
336	ヒドロキノ	1.4E+0						7.8E+0	9.2
337	4-ビニル-1-シクロヘキセン								
338	2-ビニルピリジン								
339	N-ビニル-2-ピロリドン								
340	ビフェニル								
341	ビペラジン								
342	ピリジン	1.2E+0						2.9E-1	1.5
343	ピロカテコール								
344	フェニルオキシラン								
345	フェニルヒドラジン								
346	2-フェニルフェノール							2.0E+2	196.9
347	N-フェニルマレイミド								
348	フェニレンジアミン								
349	フェノール	5.0E+1						3.2E+1	81.9
350	ペルメトリン					6.5E+1	2.3E+2		297.7
351	1,3-ブタジエン		1.4E+4					8.7E+2	14,449.7
352	フタル酸ジアリル								
353	フタル酸ジエチル								
354	フタル酸ジ-n-ブチル	1.5E+1		3.1E+2					322.1
355	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)	2.2E+2						3.0E+1	246.0
356	フタル酸n-ブチル=ベンジル	7.9E+0							7.9
357	ブプロフェジン					1.1E+2			113.0
358	テブフェノジド								
359	n-ブチル-2,3-エポキシプロピルエーテル								
360	ベノミル					1.1E+2			110.0
361	シハロホップブチル					9.8E+1			97.8
362	ジアフェンチウロン								
363	オキサジアゾン					3.0E+2			304.0
364	フェンピロキシメート					1.2E+1			12.0
365	ブチルヒドロキシアニソール								
366	tert-ブチル=ヒドロペルオキシド								
367	o-sec-ブチルフェノール								
368	4-tert-ブチルフェノール	2.0E-1						1.8E-1	0.4
369	プロパルギット (BPPS)								
370	ピリダベン								

京都府
届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」(令和3年度)

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	政令名(別名) 農業は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		掘切以下 事業所	自動車等 移動体	塗料	洗剤・化粧品等	農業	農業用以外 殺虫剤	その他	
371	テブフェンピラド								
372	N-(tert-ブチル)-2-ベンゾチアゾールスルフェンアミド	2.1E+0							2.1
373	2-tert-ブチル-5-メチルフェノール								
374	ふっ化水素及びその水溶性塩	1.1E+3						3.3E+4	34,492.0
375	2-ブテナール								
376	ブタクロール					5.4E+2			540.0
377	フラン								
378	ブロピネブ					3.5E+2			350.0
379	2-ブロピン-1-オール								
380	ブロモクロロジフルオロメタン(ハロン-1211)								
381	ブロモジクロロメタン							1.4E+3	1,379.3
382	ブロモトリフルオロメタン(ハロン-1301)							5.9E+2	590.0
383	ブロマシル					1.7E+2			170.4
384	1-ブロモブロパン	8.6E+3							8,630.0
385	2-ブロモブロパン								
386	ブロモメタン					1.8E+3			1,777.5
387	酸化フェンブタスズ								
388	エンドスルファン(ベンゾエビン)								
389	ヘキサデシルトリメチルアンモニウム=ク ロリド	4.1E+1			2.5E+2			2.1E+2	495.4
390	ヘキサメチレンジアミン								
391	ヘキサメチレン=ジイソシアネート	7.6E-1							0.8
392	n-ヘキサン	4.0E+4	7.3E+4					3.8E+3	117,240.2
393	ベタナフトール								
394	ベリリウム及びその化合物							3.6E+1	35.7
395	ペルオキシ二硫酸の水溶性塩	1.6E+1							15.9
396	ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸) (PFOS)								
397	ベンジリジン=トリクロリド								
398	ベンジル=クロリド	1.2E-2						6.2E-2	0.1
399	ベンズアルデヒド	3.2E-3	5.7E+3					1.7E+2	5,913.2
400	ベンゼン	1.4E+3	8.5E+4					4.6E+3	91,040.8
401	1,2,4-ベンゼントリカルボン酸1,2-無水物	5.3E-5							0.0
402	メフェナセツ					5.2E+1			51.5
403	ベンゾフェノン	4.1E-3						4.5E-3	0.0
404	ペンタクロロフェノール(PCP)								
405	ほう素化合物	3.8E+2					9.4E+1	6.3E+4	63,647.8
406	ポリ塩化ビフェニル類(PCB)								
407	ポリ(オキシエチレン)=アルキルエーテル (C:12-15及びその混合物)	3.9E+3			1.3E+5			2.3E+4	154,991.9

京都府

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」（令和3年度）

(E+niは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	政令名(別名) 農業は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							
		掘切以下 事業所	自動車等 移動体	塗料	洗剤・化粧品等	農業	農業用以外 殺虫剤	その他	合計
408	ポリ(オキシエチレン)=オクチルフェニル エーテル	2.1E+2			2.0E+3			4.7E+2	2,644.4
409	ポリ(オキシエチレン)=ドデシルエーテル 硫酸エステルナトリウム	3.9E+2			2.8E+4			3.1E+4	59,036.7
410	ポリ(オキシエチレン)=ノニルフェニル エーテル	2.3E+3			5.2E+2			1.4E+3	4,215.9
411	ホルムアルデヒド	1.5E+4	5.5E+4					3.0E+4	99,340.8
412	マンガン及びその化合物	3.2E+0						1.1E+2	111.8
413	無水フタル酸	2.3E+0							2.3
414	無水マレイン酸	1.1E-2						3.6E-6	0.0
415	メタクリル酸	3.7E+1						2.1E+2	248.3
416	メタクリル酸2-エチルヘキシル	2.1E+0							2.1
417	メタクリル酸2,3-エポキシプロピル								
418	メタクリル酸2-(ジメチルアミノ)エチル	2.3E-2						4.4E-2	0.1
419	メタクリル酸n-ブチル								
420	メタクリル酸メチル	8.7E+2						2.2E+2	1,094.1
421	4-メチリデンオキセタン-2-オン								
422	フェリムゾン					6.9E+1			69.0
423	メチルアミン	4.1E-4						1.1E-3	0.0
424	メチル=イソチオシアネート					8.0E+1			80.0
425	イソプロカルブ (MIPC)								
426	カルボフラン								
427	カルバリル (NAC)					2.0E+1	3.0E+2		321.2
428	フェノブカルブ (BPMC)					1.6E+2	2.1E+2		367.1
429	ハロスルフロンメチル					5.4E+0			5.4
430	インドキサカルブ								
431	アゾキシストロビン					9.6E+1			95.7
432	アミトラズ								
433	カーバム					1.0E+2			100.0
434	オキサミル					6.4E+0			6.4
435	ピリミノバックメチル					8.8E+0			8.8
436	α-メチルスチレン								
437	3-メチルチオプロパナール								
438	メチルナフタレン	1.3E+1						4.9E+1	62.1
439	3-メチルピリジン								
440	1-メチル-1-フェニルエチル=ヒドロペル オキシド	1.6E-1						5.5E-1	0.7
441	ジノセブ (DNBP)								
442	メブロニル					3.0E+0			3.0
443	メソミル					1.5E+2			145.5
444	トリフロキシストロビン					1.4E+0			1.4

京都府

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」(令和3年度)

(E+niは $\times 10^n$ 、例えばE+3は $\times 1000$ の意味です。)

政令 番号	政令名(別名) 農業は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切以下 事業所	自動車等 移動体	塗料	洗剤・化粧 品等	農業	農業用以 外殺虫剤	その他	
445	クレソキシムメチル								
446	4,4'-メチレンジアニリン								
447	メチレンビス(4,1-シクロヘキシレン)=ジイ ソシアネート	1.2E+0							1.2
448	メチレンビス(4,1-フェニレン)=ジイソシア ネート	7.8E+2						3.3E+0	781.4
449	フェンメディファム								
450	ピリブチカルブ					1.8E+2			180.0
451	2-メトキシ-5-メチルアニリン								
452	2-メルカプトベンゾチアゾール	2.5E+0							2.5
453	モリブデン及びその化合物	2.4E+0						5.2E+2	524.1
454	2-(モルホリノジチオ)ベンゾチアゾール	2.1E-1							0.2
455	モルホリン	8.0E+1						1.6E+3	1,706.2
456	リン化アルミニウム								
457	ジクロルボス (DDVP)						6.5E+2		647.5
458	りん酸トリス(2-エチルヘキシル)								
459	りん酸トリス(2-クロロエチル)							4.9E+0	4.9
460	りん酸トリトリル	2.4E+0							2.4
461	りん酸トリフェニル	7.8E+1						3.0E+2	379.2
462	りん酸トリ-n-ブチル	1.3E-4						7.3E-4	0.0
合 計		5.7E+5	1.0E+6	2.6E+5	2.4E+5	3.6E+4	3.5E+3	6.0E+5	2,717,263.7

注1)243ダイオキシン類の単位はmg-TEQ/年

注2)「移動体」の排出量の一部は、都道府県別に区分できないため、都道府県合計と全国合計は一致しない物質があります。